

VI 用語解説

*1 教育改革プログラム

学校教育の再構築と総合的な教育力の再構築を柱に平成11年4月から10年間に渡って策定された大阪府の教育施策実施計画。

*2 大阪府学校教育審議会

府教育委員会の諮問に応じて、大阪府附属機関条例第一条第二号に掲げる「学校教育についての重要事項の調査審議に関する事務」について調査審議し、及びこれらの事項について委員会に意見を述べるための附属機関。学識経験のある者のうちから委員会が任命する二十人以内の委員で組織する。

*3 府立高等学校特色づくり・再編整備計画(全体計画)

「教育改革プログラム」に基づき、生徒一人ひとりの興味・関心、能力・適性、進路希望等に対応し、多様な学習と幅広い進路選択ができるよう、府立高等学校において特色づくりを推進し、子どもたちに多様な進路の選択肢を提供するとともに、生徒減少期を教育環境・教育条件など教育の質的向上を図る好機と捉え、府立高等学校の特色づくりとあわせて適正な配置の観点から再編整備を推進する計画。

*4 義務教育活性化推進方策

「教育改革プログラム」のさらなる推進を図るため、義務教育段階における課題について、その対応や市町村が一層効果的な施策選択を行うための支援を整理し、概ね「教育改革プログラム」の計画期間内に取り組む具体的方策をとりまとめたもの。

*5 支援学校

学校教育法の改正により、盲学校、聾学校、養護学校が特別支援学校に改められた。大阪府では、平成20年4月から、「盲学校」を「視覚支援学校」に、「聾学校」を「聴覚支援学校」に、「養護学校」を「支援学校」に改め、これらを総称して「支援学校」という用語を使用している。

*6 教育コミュニティづくり

教育や子育てに関する課題を学校、家庭、地域の団体・グループ等が共有し、課題解決に向けた協働の取組みを通じて、新たな人のつながりをつくり出すもの。

府教育委員会では、学校を核として、地域社会が一体となって子どもを育てる「教育コミュニティ」づくりを推進。

***7 全国学力・学習状況調査**

小学校第6学年・特別支援学校小学部第6学年、中学校第3学年・中等教育学校第3学年・特別支援学校中学部第3学年を対象にした、学力と生活・意識等に関する全国調査。

(平成19年度から文部科学省が実施。)

***8 少人数・習熟度別指導**

基礎的・基本的な内容の確実な定着を図るため、教科等の特性に応じ、児童生徒の学習の習熟の程度に応じて少人数による学習集団を編成し、組織的・計画的に指導をおこなうもの。

***9 授業評価**

確かな学力の向上をめざして、「わかる授業」「魅力ある授業」を実現するために、児童生徒、教職員、保護者等が授業についての評価を実施し、組織的な授業改善に活かすための取組み。

***10 単元別テスト**

児童生徒の、つまずきの早期発見と改善のために、教科の単元毎に実施する確認問題。府教育委員会のHPから各小中学校に配信されている。

***11 PISA型学力**

現在持っている知識や経験をもとに、自らの将来の生活に関する課題を積極的に考え、知識や技能を活用する力。

***12 大阪府学力テスト**

各学年において身に付けるべき学力の到達度を測るために、府内の小学校4年生から中学校3年生を対象に実施するテスト。小学校は国語・算数の2教科、中学校は国語・数学・英語の3教科で実施。

***13 PDCAサイクル**

計画(plan)、実行(do)、評価(check)、改善(act)のプロセスを順に実施する。最後のactではcheckの結果を踏まえ、次回のplanに結び付ける。このらせん状のプロセスを繰り返すことによって、学力向上に結び付けていく。

***14 ブランチ**

大阪府教育センターカリキュラムNAV i プラザ(平成19年度設置)の分所である「カリナビ・ブランチ」を指す。市町村教育委員会と連携して、学校づくり、授業づくり等に関する相談・支援体制の充実を図るため、豊能、北河内、中河内、泉南の各府民センター内に設置したもの。

あわせて、指導に課題のある教員の把握、校内研修等の相談を行う。

*15 学校の種類

・普通科

普通教科を幅広く学び、広い知識と教養、柔軟な思考力を養うことをめざす学校。専門コース（美術・体育・理数・保育・海洋など）を設けている学校もある。

・専門学科併設

普通科と専門学科をともに設置している高校。（例：夕陽丘高校／普通科・音楽科）

・普通科総合選択制

基礎学力を重視しながら、エリアと自由選択科目の選択による興味・関心にあった学習を通して、進路実現の力をはぐくむ普通科の学校。

・普通科単位制

全日制の時間帯で、自分で学習計画を立て、自分にあった方法で、自らの学習ペースに応じて学力を伸ばすことをめざす学校。

・総合学科

普通科目と専門科目の両方にわたって、多くの選択科目を設定し、生徒自ら科目選択をしていく中で、自分の適性や進路を見つめていく力をはぐくむことをめざす学校。

・専門高校

専門学科を置き、自分の得意な専門分野の授業を通じて、個性を伸ばす学習、資格取得をめざす学習ができる学校。大学などへの進学をめざすための授業もある。

・多部制単位制

学ぶ時間帯がⅠ部(午前)、Ⅱ部(午後)、Ⅲ部(夜間)から選べる学校。普通科または総合学科を設置している。単位制の利点を生かして自分のペースで学ぶことができる。

・定時制

昼間に働きながら高校に入学希望する生徒や、様々な目的や事情により、夜間という条件の中で目的意識を持って学習する生徒に就学の間を提供することを目的として設置した学校。単位制の利点を生かして、自分のペースで学ぶことができ、通信制の授業も学習することで、3年で卒業できる。

・通信制

全日制・定時制の高校に通学することができない青少年に対して、通信の方法により高校教育を受ける機会を与えることを趣旨として創設された。近年においては、全日制の課程や定時制の課程からの転・編入学や過去に高校教育を受けることができなかったなど多様な入学動機や学習歴を持つ生徒が増えてきている。

・工業高等専門学校

中学卒業後、5年間の一貫教育を実施する、高等専門学校の一種。工業系の専門教育を行い、実践的・創造的技術者を養成することを目的としている。

*16 次代をリードする人材育成研究開発重点校（エル・ハイスクール）

21世紀をリードする創造力溢れた人材や先端的な科学技術を支える人材などの育成を目的に、特色ある取組を行い、その実践結果を他の高校の教育活動に提供する高校を重点校（エル・ハイスクール）として17校指定し、平成15年度から研究開発を進めている。

***17 経営革新プロジェクト事業**

生徒の学力の向上と希望進路の実現をめざし、学校の持つ総合的な教育力の向上を図るため、明確な目標を設定し、授業改善、自学自習力の育成などの教育実践に取り組む事業。推進校として21校を指定し、平成17年度から研究開発を進めている。

***18 総合活性化事業（アクティブ・ハイスクール）**

中途退学や不登校、卒業後の進路未決定などの、府立高校の課題を解決するために、学校の持つ総合的な教育力を活性化し、生徒の基礎的な学力の向上と、職業観や勤労観の育成による生徒の進路希望の実現をめざす。推進校として16校を指定し、平成19年度から実践的な研究を進めている。

***19 不登校**

何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの。（文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」による。）

***20 専修学校**

学校教育法で定める教育施設。職業や実生活に必要な能力の育成または教養の向上を図ることを目的とする。簿記・英会話・服飾・デザイン・電子技術など各種ある。

***21 キャリア教育**

望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度をはぐくむ教育。

***22 臨床心理士**

心理学の専門家のうち、臨床心理学を学問的基盤に持つ者で、原則として指定された大学院を修了し（第1種指定大学院の場合）、あるいは修了後1年以上の臨床経験（第2種指定大学院の場合）を経て、臨床心理士資格試験に合格し認定資格を有する者。

***23 准校長**

教育課題に迅速に対応することで、児童生徒に対する、よりきめ細かな教育活動の充実を図るため、定時制・通信制の課程の高校、及び、高等部を設置する支援学校のうち、児童生徒数・教職員数が多い学校に、校長級の准校長を配置している。

***24 首席**

校長の学校運営を助け、その命を受け、一定の校務について教職員のリーダーとして組織を円滑に機能させるとともに、その校務を着実に遂行していく上で、他の教職員に対して、必要な指導・総括にあたる職。府立学校は平成18年度から、小・中学校は平成19年度から配置。

***25 自立支援推進校**

平成17年8月の大阪府学校教育審議会答申「高等学校における知的障がい生徒の受入れ方策について」をふまえ、平成13年度から5年間の調査研究を継承し、知的障がいのある生徒が高校とともに学ぶ取組みとして平成18年度から制度化したもの。「知的障がい生徒自立支援コース」を設置している高校（平成20年7月現在、府立高校9校）をさす。

***26 共生推進モデル校**

平成17年8月の大阪府学校教育審議会答申をふまえ、自立支援推進校と併せて、知的障がいのある生徒が高校とともに学ぶ取組みとして平成18年度から制度化したもの。現在、府立たまがわ高等支援学校と府立枚岡樟風高校の両校を指定している。府立たまがわ高等支援学校の生徒が、府立枚岡樟風高校に設置した共生推進教室において、毎日、府立枚岡樟風高校の生徒とともに学んでいる。

***27 後期中等教育**

中等教育の後半、高等学校段階の教育。ここでは、高校、支援学校高等部、工業高等専門学校(3年生まで)での教育が後期中等教育にあたる。

***28 支援学級**

学校教育法の改正により、特殊学級（養護学級）の名称が特別支援学級に改められた。大阪府においては、弱視学級、難聴学級、知的障がい学級、肢体不自由学級、病弱・身体虚弱学級、情緒障がい学級を小・中学校に設置している。大阪府では、これらを総称して「支援学級」という用語を使用している。

***29 個別の教育支援計画**

障がいのある子ども一人ひとりのニーズを正確に把握し、中・長期的な観点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて、関係機関と連携を図りつつ、一貫して的確な支援を行うことを目的として作成する計画。

***30 体力・運動能力調査**

文部科学省が、昭和39年から、国民の体力・運動能力の現状を明らかにし、体育・スポーツ活動の指導と、行政上の基礎資料を得るために実施している調査。抽出調査で、調査内容は、小・中・高等学校では、握力・反復横跳び・50m走など8項目の「体力テスト」と身長などの体格測定で、年齢別・学校段階別に毎年10月の体育の日頃に結果を公表している。

***31 全国体力・運動能力、運動習慣等調査**

文部科学省が、平成20年から対象を小学校第5学年・特別支援学校小学部第5学年、中学校第2学年・中等教育学校第2学年・特別支援学校中学部第2学年に限定し、「体力テスト」のほか、児童生徒には生活習慣等、学校には体育的行事等に関する質問もあわせて実施している調査。各学校が児童生徒の体力や生活習慣、食習慣、運動習慣等を把握し、学校における体育・健康に関する指導などの改善に役立てることを目的としている。

***32 学校保健委員会**

学校における健康に関する課題を研究協議し、健康づくりを推進するための組織であり、昭和33年の学校保健法等の施行に伴う文部省(当時)の通知において、学校保健計画に規定すべき事項として位置づけられている。学校保健委員会の開催により、学校内の保健活動の中心として機能するだけでなく、学校、家庭、地域の関係機関などの連携による効果的な学校保健活動を展開することが可能となることから、その活性化が望まれている。

***33 食に関する指導の全体計画**

学校における食育を推進するには、組織的・計画的に教育活動を展開することが重要であることから、各学校において食に関する指導の目標を設定し、その具現化に向けて職に関する指導の全体計画を策定する。

***34 栄養教諭**

食に関する子どもの健康問題の深刻化に伴い、児童生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる職員として、平成16年度に栄養教諭制度が創設された。栄養教諭は、学校における食育の推進の要として重要な役割を担っている。

***35 スクールランチ**

中学校における学校給食等の実施率を向上し、食育を推進するため、平成21年度から導入支援を行う、栄養バランス、衛生管理面等の面で学校給食に極めて近い昼食のこと。

***36 カリキュラムNAV i プラザ**

教員の自主的・主体的研修の奨励・支援などを目的とし、授業力アップ等のための相談、授業実践等の教材化・普及などの支援体制を整備するとともに、教職をめざす学生に対する相談・支援等を行う。平成19年4月に府教育センターに開設。

***37 教員免許更新制**

教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知能技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得るため、10年毎に免許状更新講習を受講・修了し、免許の更新を行う制度。教職員免許法の一部が改正され、平成21年4月から施行。

***38 大阪教志セミナー**

大阪で教師になりたいという高い志と情熱をもつ学生を対象に、教師として求められる資質や基礎的な指導力をはぐくむために開催するセミナー。

***39 評価・育成システム**

教職員が学校の目標を共有し、その達成に向けた個人目標を主体的に設定し、校長等の支援を得ながら目標の達成に取り組み、自己点検と校長等による評価、取り組みの改善を行うことにより、教職員の意欲・資質能力の向上、教育活動の充実及び学校の活性化に資することを目的として、全ての教職員を対象に平成16年度から実施。平成19年度から評価結果を給与に反映。

***40 分限免職**

校務能率を維持することを目的として、職に必要な適格性を欠くなど、一定の事由がある場合に、職員の意に反してその職を失わせる処分。

***41 OJT**

On-the-Job Training の略。職業指導手法の一つで、職場での具体的な仕事を通じて、仕事に必要な知識・技術・技能・態度などを、意図的・計画的・継続的に指導し、修得させることによって、全体的な業務処理能力や力量を育成する指導手法のこと。

***42 学校教育自己診断**

学校教育活動が児童生徒の実態や保護者・地域住民の学校教育に対するニーズ等に対応しているかどうかについて、教職員、児童生徒、保護者らが記入する診断票に基づいて、学校自らが学校教育計画の達成度を点検し、学校教育改善のための方策を明らかにするもの。

***43 学校協議会**

保護者や地域住民等の意向を把握し、学校運営に反映させることにより、学校運営改善を図る目的で設置される学校支援組織で、文部科学省が示す「学校評議員」が一堂に会して協議する会議と同趣旨である。

***44 学校評価**

学校運営の改善をめざすことを目的として、各学校が教育活動その他の学校運営について点検・評価する取り組み。学校教育法施行規則において、「学校運営自己評価と結果公表義務」等が規定されている。

***45 スクールカラーサポートプラン(集中支援事業)**

校長のリーダーシップのもとで、保護者や地域の期待、生徒の状況等に即した明確な目標を設定して、特色ある学校づくりを推進し、学校改革に積極的・計画的に取り組む府立高等学校に対して、府教育委員会として集中的に支援を行う事業。平成19年度より実施。

***46 TRyシステム**

校長が自校の課題に応じて求人情報を公開し、それに応募した教員の中から校長が構想する学校運営を担い得る人材を確保するためのもの。これによって、学校の活性化を図るとともに、教員の自己啓発の動機付けを促し、その意欲の向上を図る。府立学校において平成15年度から実施。

***47 特得システム**

教員が持っている特技や得意分野の内容を、自主的に特技・得意分野情報検索システムに登録し、校長はそのシステムを活用して学校に必要とする人材の確保に努めるもの。教員の意欲向上を図るとともに、学校の活性化と特色づくりを推進することを目的とする。府立学校において平成19年度から実施。

***48 指導教諭**

学校に配置され、教育長及び校長の命を受け、専門的な知識や経験を活用し、教員の育成、研究・研修支援、地域連携の職責を担う。府立学校は平成18年から、小中学校は平成19年度から配置。

***49 ICT**

Information and Communication Technology。情報や通信に関する技術の総称。日本では同様の言葉としてIT(Information Technology：情報技術)の方が普及しているが、国際的にはICTの方が一般的。

***50 地域学校安全指導員(スクールガード・リーダー)**

警察官OB等を地域学校安全指導員として委嘱。学校の巡回指導や地域住民による通学路等における子どもの安全を見守る活動を行う「子どもの安全見まもり隊」等のボランティアに対する指導・助言を行う。

***51 AED**

「Automated External Defibrillator」の略で自動体外式除細動器のこと。突然、心停止状態に陥った時に装着して用いる救命装置。心電図を自動計測して、必要な場合は電気ショックを与える。平成16年7月、厚生労働省は非医療従事者による使用を解禁。公共施設などへの設置が進んでおり、府立学校には平成17年度から段階的に配備し、平成19年度に全校に配備。

***52 Is値**

耐震診断で、建物の強度や粘りに加え、その形状や経年状況を考慮した耐震指標をいう。耐震指標(Is値)0.6以上の建物は、「地震の震動及び衝撃に対し倒壊し、又は崩壊する危険性が低い」と評価される。

***53 こども110番**

地域の協力家庭が旗などを掲げ、子どもたちがトラブルに巻き込まれそうになった時に、駆け込み、助けを求めることのできる「こども110番の家」や、府内のタクシーや営業車、官公庁の公用車等に「動くこども110番」のステッカーを貼り、子どもたちの安全の確保に配慮するなど、地域の子どもは地域で守り、子どもたちが安心して暮らせる環境を確保するために「こども110番」運動を推進している。

***54 すこやかネット**

「教育コミュニティ」づくりの推進組織。全中学校区に設置。地域社会が一体となって、0歳から15歳の子どもの連続した成長を見据えた取組みを進める。

***55 エンパワメント**

個人が自分自身の力で問題や課題を解決していくことができる社会的技術や能力を引き出し、高めること。

***56 親学習**

子育て中の保護者を対象とした「保護者が自らの役割に気づき、それを果たすための学習」や、将来親となる小・中学生や高校生を対象とした「親となるための準備としての学習」等をいう。

***57 学校支援地域本部**

地域全体で学校教育を支援するため、学校と地域の連携体制を構築する。地域の教育力向上などを図る取組みとして、平成20年度から実施。

***58 暴力行為**

「対教師暴力」、「生徒間暴力」（何らかの人間関係がある児童生徒同士の暴力行為に限る）、「対人暴力」（対教師暴力、生徒間暴力を除く）、学校の施設・設備等の「器物損壊」の4形態をいう。（文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」による。）

***59 いじめ**

児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。（文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」による。平成19年1月に定義を見直す。）

***60 スクールカウンセラー**

いじめや不登校、暴力行為などへのきめ細かな対応を図るため、児童生徒の心のケア、保護者・教員へのアドバイス等を行う、中学校に配置されている臨床心理士。

***61 スクールカウンセリング・スーパーバイザー**

臨床心理士の資格を有する者が、教育相談に関して高校の教員に助言を行うために、平成11年度から配置している。平成20年度は、各通学区域に6～10校、計30校を配置校として指定している。

***62 裁判員制度**

裁判員制度とは、国民が裁判員として刑事裁判に参加し、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決める制度。平成16年5月に「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が成立し、平成21年5月から裁判員制度が実施される。

***63 ケース会議**

学校で子どもが見せる様々な悩みの兆候は、学校だけでなく家庭環境等が影響を及ぼしていることもある。ケース会議とは、これらに対応し早期解決をめざすために、学級担任だけでなく、生徒指導担当、学年主任、スクールカウンセラー等がチームを組み、その背景・原因や解決に向けた具体的な手立て等を検討・実行するための会議。各学校だけでなく、校種間の円滑な接続のための小・中連携ケース会議等もある。

